

-B 対象文書等（訴訟に関する書類）

1 具体的事案における審査会の判断

訴訟に関する書類に該当するとされた文書	訴訟に関する書類に該当しないとされた文書	答申番号
軍法会議記録		平成13第30号
押収品目録及び押収品目録交付書		平成13第57号
不起訴裁定書及び同原案並びに捜査報告書		平成14第29～46号
	証拠品事務規程5条に規定する領置票 （証拠品の品名、数量その他必要事項を記載されるもの）	平成14第136号
	鑑定留置請求処理簿 （鑑定留置状の請求、発布及び執行事務を処理するため作成されるもの）	平成14第417号
	精神障害者等処理簿 （精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判が確定したとき、検察官が都道府県知事に通報した事案の捜査・公判の状況等を記載して作成されるもの）	平成14第418号
被収容者により矯正施設の処置又は職員の行為に関して、民事訴訟の提起、告訴、人権擁護委員会への救済請求・人権侵犯申告、請願その他公の機関への申立てがされて場合の状況を取りまとめた文書及びその添付書類		平成15第31号 （刑務所長から矯正管区長へ報告した、被収容者による告訴、告発、提訴等報告）
告訴状	本文書	
告訴調書	訴状又は控訴状	
告訴取消調書	人権救済申立書	
要望書等	投書	
処分通知書	請願書	
	診断書	
	面接簿	
	人権相談票	
	被収容者身分帳簿	
	分類調査票	
提訴等の重要な処理経過及びてん末をとりまとめたものの本文書及び添付書類		
処分通知書	訴状却下命令	
送致書	「争訟事件の終了について（通知）」と題する書面	
証拠目録	「人権侵犯救済事件申立てに関する件（通知）」と題する書面	
上申書	電話書留簿送致票	
告訴調書	被収容者身分帳簿（視察表）	
告訴取消調書	「告訴状の処理結果について（参考送付）」と題する書面	
要望書等		
不起訴処分通知書 （不起訴裁定書等の不起訴記録から必要事項が転記されるものであって、検察官が作成し、告訴人等に交付されるもの）		平成15第129号
	不起訴処分に対する不服申立事件簿 （実務上、下級検察庁の不起訴処分に対して、上級検察庁の指揮監督権限の発動を求める不服申立てに関する事項を記載したもの）	平成15第215号
告訴状とともに送付された送付書や指示・連絡文書 （最高検察庁に提出された告訴状について、最高検察庁から当該検察庁に送付された経緯、当該検察庁が告訴に係る刑事事件の捜査をすることの相当性等が記載されたもの）		平成15第219号
不受理とされた告訴状及び直受事件処理票等の不受理記録一式		平成15第614号
	変死体発見受理簿	平成16第34号

注：内閣府情報公開審査会のHPにおいて同審査会答申を「訴訟に関する書類」でキーワード検索した結果をまとめた。

2 保管の状況

(1) 刑事被告事件に係る訴訟の記録を検察庁が保管する理由

刑事被告事件に係る訴訟の記録の保管は、刑事被告事件に係る訴訟終結後における裁判の執行指揮その他の検察官の事務の適正かつ円滑な遂行の確保を主な目的とするものであるところ、裁判の執行指揮、刑の執行停止、刑の執行猶予取消請求等の事務は、第一審裁判所に対応する検察庁の検察官において、これを行うことが最も多いこと、その閲覧に關しても第一審裁判所に対応する検察庁において閲覧できることが関係者を含む国民にとって便宜であること等による（「注釈刑事確定訴訟記録法」91頁）。

(2) 保管期間（保存期間）

刑事被告事件に係る訴訟の記録については、刑事確定訴訟記録法の別表において保管期間が定められている。具体的には、裁判書については、類型的に刑が消滅するまでにかかる期間を基礎としてこれに事案の重大性を参酌して、また、裁判書以外の訴訟の記録については、刑の執行が終了するまでにかかる期間を基礎としてこれに事案の重大性を加味し、それぞれの保存期間が定められている。

不起訴記録については、法務省訓令である記録事務規程第24条において、公訴時効を基礎として保存期間が定められている。

3 「訴訟に関する書類」における開示制度及び閲覧（謄写）状況

捜査中の刑事事件の捜査記録

- 刑事訴訟法第47条により原則非公開であるが、同条ただし書に例外事由あり。
- 不起訴記録
- 刑事訴訟法第47条により原則非公開であるが、同条ただし書に例外事由あり。
- 平成12年及び16年の法務省刑事局長通知があり、被害者等に対して開示が行われている（下記表B）。
- また、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧請求の受理・処理件数については、下記表Aを参照。

公判係属中の訴訟記録（裁判所が保存）

- 弁護人は、刑事訴訟法第40条により閲覧できる。
- 被害者等は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第5条により、閲覧・謄写することができる（閲覧・謄写の実施状況については、下記表Cを参照）。

刑事確定訴訟記録

- 保管記録（被告事件の終結後の訴訟記録に限る。）については、何人でも閲覧することができる（刑事確定訴訟記録法第4条第1項）。
- 訴訟記録以外の保管記録については、訴訟関係人又は正当な理由があると認められる者は閲覧できる（同法第4条第3項）。
- 再審保存記録については、再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は再審の請求のために選任された弁護士が閲覧することができる（同法第5条第1項）。

- ・ 刑事参考記録については、学術研究のためなど必要があると認められた者が閲覧を申し出ることができる（同法第9条第2項）。
- ・ 刑事確定訴訟記録法の保管記録等の閲覧(謄写)状況については、下記表Dを参照。保管記録については、運用において閲覧だけでなく謄写も広く認められている。
裁判所不提出記録
- ・ 刑事訴訟法第47条により原則非公開であるが、ただし書に例外事由あり。

表 A 不起訴記録の弁護士会からの閲覧(謄写)請求の受理・処理件数

年次	受理件数	すべて許可	一部許可	不許可
平成12年	8,493	7,718 90.9%	661 7.8%	114 1.3%
平成13年	9,602	9,000 93.7%	488 5.1%	114 1.2%
平成14年	11,844	11,086 93.6%	616 5.2%	142 1.2%

表 B 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士からの不起訴記録の閲覧(謄写)請求の受理・処理件数

年次	受理件数	すべて許可	一部許可	不許可
平成12年	1,310	1,243 94.9%	52 4.0%	15 1.1%
平成13年	1,839	1,811 98.5%	19 1.0%	9 0.5%
平成14年	2,343	2,284 97.5%	45 1.9%	14 0.6%

表 C 平成12年11月から15年4月までの、全国の高裁、地裁、簡裁における、犯罪被害者保護法第3条に基づく公判記録の閲覧謄写の実施状況（延べ数）

被害者等からの公判記録閲覧謄写請求件数	1,469
被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた件数	1,442
被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった件数	27

表D 刑事確定訴訟記録法の保管記録等の閲覧(謄写)状況

(1) 保管記録					
閲覧請求件数		年次 件数	12	13	14
			17,283	17,862	20,158
閲覧目的		年次	12	13	14
件数	関連刑事事件のため		199	403	266
	関連民事事件のため		6,525	7,206	7,697
	自動車保険料率算定のため		8,814	8,889	10,631
	再審請求準備のため		59	51	73
	訴訟関係人(本人)が自己の記録を見るため		326	224	344
	学術研究のため		33	37	85
	マスコミ、文筆家の文筆資料とするため		78	92	98
	その他		1,249	960	964
閲覧等許可件数		年次	12	13	14
件数	閲覧請求		17,283	17,862	20,158
	許可		17,211	17,783	20,024
	一部不許可		32	39	75
	不許可		40	40	59
閲覧不許可(一部不許可を含む。)の理由別件数		年次	12	13	14
件数	保存に支障がある				
	裁判所の事務に支障がある		3	1	2
	検察庁の事務に支障がある		7	26	29
	刑事確定訴訟記録法4条2項1号該当			1	
	2号該当		6	7	8
	3号該当		4	4	5
	4号該当		21	21	14
	5号該当		30	39	65
同法4条3項、5条1項に規定する者に当たらない					
その他			26	9	22
謄写申請件数		年次 件数	12	13	14
			16,108	16,946	19,185
謄写許可等件数		年次	12	13	14
件数	許可		16,072	16,904	19,132
	一部不許可		20	23	18
	不許可		16	19	35
	(2) 再審保存記録(平成15年3月31日現在における保存件数 187件)		年次	12	13
件数	閲覧請求		11	6	4
	許可		11	6	4
	一部不許可				
	不許可				
(3) 刑事参考記録					
		年次	12	13	14
件数	閲覧請求		2	2	2
	許可		2	1	2
	一部不許可				
	不許可			1	

(注)1 調査件数は、本庁、支部、及び管内検察庁の集計を計上すること。

4 「訴訟に関する書類」関係の答申・判決の例

不起訴記録が刑事訴訟法 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当するとした答申
本件対象文書に対する情報公開法の規定の適用の可否について

(1) 刑事訴訟法 53 条の 2 の趣旨等

刑事訴訟法 53 条の 2 は、「訴訟に関する書類」については情報公開法の規定は適用しない旨を規定している。

同条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、「訴訟に関する書類」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、刑事訴訟法 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法 53 条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑事訴訟法(40 条、47 条、53 条、299 条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものである(総務省行政管理局編・詳解情報公開法)。

不服申立人が指摘する平成 10 年 5 月 15 日の衆議院内閣委員会における政府委員の答弁も、「整備法 7 条で刑事訴訟に関する書類・押収物について情報公開法の規定の適用を除外した立法趣旨であるが、刑事訴訟に関する書類については、個人情報等の情報公開法の不開示情報に該当するものが大部分である。そして、刑事司法手続の一環として、被疑事件・被告事件に関して作成された書類であり、その適正確保は、司法機関である裁判所により判断されるべきものである。そして、刑事訴訟法は、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めている。そして、この閲覧を拒否された場合の不服申立てについては、準抗告の手続による。そういったことを理由とするとともに、今申し上げたように、その開示・不開示の要件、手続については完結的な制度が確立しているために、情報公開法の適用除外としたもの」としており、上述したところと同様であると認められる。

すなわち、「訴訟に関する書類」については、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることや、刑事訴訟手続の特殊性等を総合考慮した結果、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続にゆだねることとされ、情報公開法の規定の適用が除外されたものと考えられる。

(2) 不起訴記録が刑事訴訟法 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当することについて

ア 刑事訴訟法 53 条及びこれを受けてその閲覧請求権を定めた刑事確定訴訟記録法 4 条 1 項は、裁判所が被告事件に関して作成し、又は提出を受けて事件記録として編てつした記録である「訴訟記録」を対象とするものであり、不起訴記録については、この規定による閲覧請求が認められていないことは、不服申立人の指摘するとおりであり、不起訴記録の公開に関しては、刑事手続上は、刑事訴訟法 47 条の規定が存するのみである。

不起訴記録については、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人情報に該当するとともに、犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであるという点においては、「訴訟記録」と異なるところはない。のみならず、不起訴記録については、裁判の証拠資料として公判廷に提出され、公開の法廷において審査の対象とされたものではなく、捜査密行の原則の下に取得され、かつ、起訴に至らない段階における犯罪の嫌疑の有無に関するものであって、関係者のプライバシーの保護の要請は「訴訟記録」より一層強く働くものと考えられる。また、当該事件自体が起訴されないものであるとしても、その記録が開示された場合には、関連事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす可能性があるほか、他の事件においても、開示されることを危惧し、その関係者が今後の捜査等への協力をちゅうちょすることなどによる将来の刑事訴訟手続への支障のおそれも否定できないところである。

このような観点から、刑事訴訟法 53 条の 2 は、同法 47 条と同様に、「訴訟記録」より広く、不起訴記録をも含む概念である「訴訟に関する書類」という用語を用い、刑事確定訴訟記録法 4 条 1 項の閲覧対象とならない不起訴記録についても、これを情報公開法の適用対象外とすることを定めたものと解される。

すなわち、刑事訴訟法 53 条の 2 は、不起訴記録については、上記のとおり、訴訟記録と同様に類型的に秘密性が高く、不開示情報に該当するものであるという性質を有することに加え、刑事訴訟手続の特殊性等を踏まえ、その開示等の取扱いが同法 47 条の限度に制約されることもやむを得ないものとして、情報公開法の適用除外を定めたものと解されるのである。

ちなみに、上記の衆議院内閣委員会の答弁に引き続き、現状では不起訴記録中の交通事故の実況見分調書について弁護士法 32 条の 2 (ママ) の照会制度で開示されているが、刑事訴訟法 53 条の 2 の規定の新設を含む関連法律が成立することにより、そのような記録すら開示されなくなるのではないかという質問がなされ、これに対し、政府の説明員において関連法律が成立しても従来の取扱いが変更されることはない旨答弁していることからしても、同条の「訴訟に関する書類」の中には不起訴記録が含まれることは当然の前提とされていたものと考えられる。

イ 不服申立人は、情報公開法の規定の適用除外が妥当性を有するのは、開示・不開示の要件、手続等について自己完結的な制度が確立しているものに限られる旨主張し、その前提として、自己完結的な制度が確立しているかどうかについては、個々の事件記録ごとに、刑事確定訴訟記録法等による閲覧請求権ないし不服申立権が認められるかどうかによって判断されるべきであるとの見解に立つものと思われる。このような見解が妥当でないことは、上述したところから明らかであるが、この点について敷衍すると以下のとおりである。

刑事訴訟手続は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とするものであり、捜査に始まり、公訴の提起、一審の公判手続、上訴等へと進行していく一連の手続であるが、捜査は、犯罪の疑いがある場合に、捜査機関が、犯罪事実の存否や公訴の提起の可否等を解明するため、強制権限をも行使しつつ、密行の下に行われるものであるのに対し、公判手続は、裁判の公正と司法への信頼の確保等の観点から、公開の法廷において審理され、刑罰法令の適正な適用が図られている。また、検察官がした不起訴処分に関しては、検察審査会に対し、当該処分の当否について審査を申し立てることができる制度等が設けられている。このように、刑事訴訟手続は、一般の行政手続とは異なる特殊な性質を有するものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保等のシステムについては、刑事訴訟手続の制度内において体系的な整備が図られているものと考えられる。

また、刑事訴訟手続においては、「訴訟に関する書類」について、その性質や手続の進行段階に応じて、種々の権利利益を比較衡量しつつ、必要かつ合理的な範囲でその開示・不開示の取扱い等が定められている。すなわち、公判開廷前においては、訴訟関係人の名誉が毀損され、公序良俗が害され、又は裁判に対する不当な影響が惹起されることを防止するため、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合を除き、公にしてはならない（刑事訴訟法 47 条）ものとし、公訴の提起後は、同法 40 条において弁護人の閲覧謄写権を、同法 299 条において当事者に取調請求に係る書類の事前閲覧を、それぞれ認め、さらに、被告事件の終結後は、裁判の公開の原則を拡張し、これによって裁判の公正を担保するとともに裁判に対する国民の理解を深めるため、原則として、何人も、「訴訟記録」を閲覧することができる（同法 53 条）ものとしている。そして、この規定を受けて、刑事確定訴訟記録法は、「訴訟記録」の閲覧請求権とその処分に対する不服申立権を定めているが、上記の裁判の公正担保等の要請と関係者の名誉等の保護の要請との調整を目的とした規定と考えられる同法 4 条 2 項は、訴訟記録であっても、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者からの請求があつた場合でない限り、被告事件の終結後 3 年を経過した場合には、裁判書を除いてはその閲覧をさせないものとしている。

そして、不起訴記録については、（略）刑事訴訟法 47 条の「訴訟に関する書類」に含まれるものとして、同条の規定に基づき、公にするか否かの判断がされるものであるが、関係者のプライバシーの保護の要請が一層強く働くものと考えられることなど上述したところからすると、このような取扱いが不合理であるとは言えない。

このように、刑事訴訟法等は、「訴訟に関する書類」の性質や手続の進行段階に応じて、種々の権利利益を比較衡量し、その取扱いに差異を設けているものの、それらの書類のすべてについて、必要かつ合理的と考えられる範囲で、開示・不開示の取扱い等を定めているものと認められ、全体的に評価すると、刑事訴訟手続の制度内において、体系的な整備がされているものと考えられることができる。

こうしてみると、上記の立法趣旨の一つとして掲げられている自己完結性は、不服申立人の指摘するような個々の書類ごとの閲覧請求権等の有無を問題とするものではなく、上記のように「訴訟に関する書類」全体としての体系的な整備を指称す

るものであり、刑事訴訟法 53 条の 2 は、このようなことを踏まえ、「訴訟記録」に限定することなく、「訴訟に関する書類」の全体について、情報公開法の規定の適用を除外したものと解するのが相当である。

ウ なお、不服申立人は、本件対象文書が既に公訴時効の完成した刑事事件に係る不起訴記録（以下「時効不起訴記録」という。）であるとして、このような記録については情報公開法によって開示すべきであると主張する。刑事訴訟法 53 条の 2 の文理上、時効不起訴記録が「訴訟に関する書類」から除外され、これが情報公開法の開示請求の対象となるという解釈は採り難い上、実質的に見ても、このような記録であっても、時効完成前と同様に同法 47 条の規定に基づいて公にされる可能性があるものであり、また、典型的に秘密性が高く、一般に開示するのを相当としないという点において、時効不起訴記録と時効完成前の不起訴記録とで異なるところはないと認められる。したがって、この点に関する不服申立人の主張は、採用し難い。
〔審査会答申 14-29～46「札幌医科大学附属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定書及び添付意見書の不開示決定に関する件」〕

「訴訟に関する書類」は、検察官、司法警察職員及び弁護士が保管するものに限定されないとした答申

「異議申立人は刑事訴訟法 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」の保管者は、裁判所（裁判官）、検察官、司法警察職員及び弁護士に限定され、行政機関である諮問庁はこれに当たらない旨主張する。

本件対象文書である押収品目録交付書には、押収年月日、作成者の氏名のほか、押収の場所、被疑者氏名、罪名等が記載され、これに添付された押収目録には、被疑者氏名、押収した品名、数量、被差押人等の住居、氏名等が記載されているものである。また、刑事訴訟法規則 43 条 3 項（ママ）により、押収調書には、押収品目録を添付することとされており、同目録の記載事項は、通常、裁判所に提出される押収調書の記載事項と同一のものである。このように、本件対象文書は捜査の過程で行政機関が取得して保管するという性質のものであり、刑事訴訟法 53 条の 2 に定める「訴訟に関する書類」を異議申立人が主張するように保管者に限定すべきものとは解されない。加えて、情報公開法は開示請求の目的を問わず、何人でも開示請求できることから、仮に、異議申立人の主張のように、当該保管者を限定すれば、行政機関の保有するすべての「訴訟に関する書類」が開示請求の対象とされることとなり、かかる事態に至れば、（略）「訴訟に関する書類」を適用除外とした法の趣旨を没却することとなる。したがって、異議申立人の主張は認められない。」

〔審査会答申 13-57 号〕

憲法 82 条の規定が刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたとでないとした決定

「刑事確定訴訟記録法四条二項が憲法二十一条、八十二条に違反しないとした原決定は憲法の解釈を誤っているという点は、憲法の右の各規定が刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和

二九年（秩）第一号同三三年二月一七年決定・刑集一二巻二号二五三頁、昭和六三年（オ）第四三六号平成元年三月八日判決・民集四三巻二号八九頁）の趣旨に徴して明らかである。」

〔最高決平成 2 年 2 月 16 日〕

検察官がした保管記録謄写不許可処分に対しては、準抗告を行うことができないとした決定

「検察庁の本件処分は、刑事確定訴訟記録法 8 条 1 項にいう「閲覧に関する処分」に当たらないから、本件準抗告の申立てが不適法であるとした原決定は、正当である。したがって、これが適法であることを前提とする本件抗告の申立ても不適法である。」

〔最高決平成 14 年 6 月 4 日〕

刑事訴訟法 47 条の趣旨を判示した判決

「刑訴法 47 条は、その本文において、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と定め、そのただし書において、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」と定めている。同条所定の「訴訟に関する書類」には、本件各文書のように、捜査段階で作成された供述調書で公判に提出されなかったものも含まれると解すべきである。

同条本文が「訴訟に関する書類」を公にすることを原則として禁止しているのは、それが公にされることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることになったり、又は捜査、刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害が発生するのを防止することを目的とするものであること、同条ただし書が、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合における例外的な開示を認めていることにかんがみると、同条ただし書の規定による「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該「訴訟に関する書類」を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該「訴訟に関する書類」を保管する者の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきである。

そして、民事訴訟の当事者が、民訴法 220 条 3 号後段の規定に基づき、刑訴法 47 条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であつて、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」

〔最高判平成 16 年 5 月 15 日〕

5 参照条文

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第四十七条 訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

2 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

3 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

4 訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定は、適用しない。

第二百五十条 時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑にあたる罪については十五年
- 二 無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年
- 三 長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年
- 四 長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年
- 五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年
- 六 拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

2 裁判所が職権で証拠調の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かななければならない。

第四百三十条 検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）（抄）

（訴訟の記録の保管）

第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第一項に規定する和解記録については、

その謄本)は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(以下「保管検察官」という。)が保管するものとする。

- 2 前項の規定により保管検察官が保管する記録(以下「保管記録」という。)の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。
- 3 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。
(再審の手続のための保存)

第三条 保管検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

- 2 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百四十条第一項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対し、保管記録を再審保存記録として保存することを請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、請求に係る保管記録が再審保存記録として保存することとされているものであるときは、その旨の通知をすれば足りる。
- 4 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

- 2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。
 - 一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
 - 二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。
 - 三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - 四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。
 - 五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - 六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。
- 3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。
- 4 保管検察官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、

原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

(再審保存記録の閲覧)

第五条 保管検察官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。

2 前条第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検察官は、学术研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(不服申立て)

第八条 第三条第二項の規定により保存の請求をした者(同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。)又は第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分に不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

2 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(刑事参考記録の保存及び閲覧)

第九条 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。

2 法務大臣は、学术研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第四条第四項及び第六条の規定を準用する。

3 刑事参考記録について再審の手続のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例による。

4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。

別表 (第二条関係)

保管記録の区分	保管期間
一 裁判書	
1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	百年
2 有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)
4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書 (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	十五年

(二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	五年
(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
5 控訴又は上告の申立てについての確定裁判(1から4までの確定裁判を除く。)の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ期間
6 その他の裁判の裁判書	法務省令で定める期間
二 裁判書以外の保管記録	
1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの	五十年
(二) 二十年を超える有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	三十年
(三) 十年以上二十年以下の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	二十年
(四) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	十年
(五) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	五年
(六) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)
2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	十五年
(二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	五年
(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
3 その他の保管記録	法務省令で定める期間

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)(抄)

(公判記録の閲覧及び謄写)

第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であって、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。

(和解記録)

- 第五条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、第三条及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足る事実が記載された部分に限る。）当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
- 2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百一十一条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条の例による。
 - 3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日）（抄）

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

- 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（報告の請求）

- 第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるとを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき認めるときは、これを拒絶することができる。
- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（刑の消滅）

- 第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。
- 2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

記録事務規程（法務省訓令）（抄）

（保管等）

第二十二條 裁判所不提出記録は、当該記録に係る裁判書以外の保管記録又は再審保存記録（再審の手續のため保存することとされた刑事参考記録を含む。）の保管又は保存に従う。

（刑事参考不提出記録）

第二十三條 第十七條第一項の場合において、検察庁の長は、裁判所不提出記録を刑事参考記録とともに保存することが適当であると思料するときは、刑事参考記録等指定上申書にその旨を付記する。

2 前項の裁判所不提出記録が刑事参考記録とともに保存することとされたときは、検察庁の長がこれを保存する。

第5章 不起訴記録

（保存）

第二十四條 検察官は、不起訴記録を、次の表の左欄に掲げる不起訴記録の区分に応じ、同表の右欄に定める期間保存する。

不起訴記録の区分		期 間
1	事件事務規程第72条第2項第16号から第18号までの裁定主文に係る不起訴記録	
	（1） 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件のもの	15年
	（2） 長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	7年
	（3） 長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	5年
	（4） 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に係る事件のもの	3年
	（5） 拘留又は科料に当たる罪に係る事件のもの	1年
2	事件事務規程第72条第2項第15号，第19号又は第20号の裁定主文に係る不起訴記	5年
3	事件事務規程第72条第2項第1号から第14号までの裁定主文に係る不起訴記録	1年

2 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の不起訴記録であつて、区検察庁の検察官がした不起訴処分に係るものの保存期間は、前項の規定にかかわらず1年とする。

3 前2項の保存期間は、不起訴の裁定をした日から起算する。

4 検察官は、必要があると認めるときは、保存期間を延長することができる。

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十條 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

三 文書が拳証者の利益のために作成され、又は拳証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者について同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

- ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
- ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあつては、公務員が組織的に用いるものを除く。)
- ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

6 法務省刑事局長通知の概要

(1) 平成12年法務省刑事局長通知の概要

被害者等に対する不起訴記録の開示について

1 現行の不起訴記録の開示状況

不起訴記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として、公開を禁じられていますが、同条ただし書により、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされており、検察庁においては、従来から交通事故に関する実況見分調書等の証拠につき、当該事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会等に応じてきました。

2 被害者等に対する不起訴記録開示の新たな方針

近時、被害者等に対する配慮とその保護のための諸方策を講じることが重要な課題となっていることにかんがみ、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲内で、

- (1) 開示対象となる事件の範囲を、交通事故に係るもの以外の事件に拡大するとともに、
- (2) 開示対象となる証拠の範囲を、写真撮影報告書、検視調書等の客観的証拠で、かつ、代替性がないと認められるものに拡大し、さらに、
- (3) 被害者又はその親族からの請求又はその代理人たる弁護士からの請求についても開示に応ずるのが相当であるとして、その旨を法務省から全国の検察庁に文書をもって通知したところであります。

その概要は下記のとおりです。

記

1 新たな方針の趣旨

被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合において、客観的証拠で、かつ、代替性がなく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるときに、弾力的な運用を行う。

2 閲覧又は謄写の請求者等

- (1) 被害者又はその親族からの請求又はその代理人たる弁護士からの請求若しくは弁護士法に基づく照会(ただし、当該事件が単なる民事紛争に係るものであって、刑事事件の実質を有しないと認められる場合などを除く。)
- (2) 裁判所からの文書送付嘱託
- (3) 自動車損害保険料率算定会及び財団法人交通事故紛争処理センターからの照会
- (4) (1)ないし(3)以外の場合における記録の開示の可否については、従前どおりの取扱いとするが、過失相殺事由の有無等を把握するため、加害者側が記録の閲覧又は謄写を求めるような場合には、正当に被害回復が行われることに資する場合も少なくないので、相当と認められるときは、請求に応ずる。

3 関係者の名誉に対する配慮等

- (1) 関係者の名誉その他の利益を不当に害するおそれがある場合、(2)関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合、(3)将来における刑事事件の捜査又は公判の運営に悪影響を及ぼすおそれがある場合などは開示せず、又は当該部分につきマスキングの措置を講じる。

(2) 平成16年法務省刑事局長通知の概要

民事裁判所からの不起訴事件記録の文書送付嘱託等について

1 不起訴事件記録の開示の取扱いについて

不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公開が禁じられていますが、同条ただし書により、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」には、その開示が認められています。

法務省においては、被害者等に対する配慮とその保護のための諸方策の一つとして、平成12年から、被害者等が民事訴訟等において、被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するにつき必要と認められる場合には、相当な範囲で、客観的証拠の開示につき弾力的な運用を行うよう指針(平成12年2月4日付け)を示しております。

2 新たな方針(平成16年5月31日付け)について

これまで、不起訴事件記録中の供述調書については、これを開示すると、捜査・公判に対する支障又は関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれ等がある場合が多いことや、その供述内容を民事訴訟で利用するためには、その供述者を民事訴訟で証人尋問すれば足りることから、供述人が死亡するなどして、代替性がないと認められる場合を除いて、不開示としてきました。

しかしながら、被害者等の保護を図るとともに、民事訴訟が適切に行われるようにするため、供述調書を開示できる場合についての具体的な指針を示すとともに、民事訴訟において、事件の目撃者の証人尋問を実施するに当たり、目撃者の特定に関する情報がなく、証人尋問を実施することが困難な場合に、裁判所からその調査の嘱託がなされたときには、一定の要件の下で、目撃者の氏名及び連絡先を回答できる場合がある旨の新たな指針を示し、全国の検察庁に通知しました。

その概要は下記のとおりです。

記

1 不起訴事件記録中の供述調書の開示について

次に掲げる要件をすべて満たす場合には、不起訴事件記録中の供述調書を開示するのが相当である。

- (1) 民事裁判所から、不起訴事件記録中の特定の者の供述調書について文書送付嘱託がなされた場合であること。
- (2) 当該供述調書の内容が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。
- (3) 供述者が死亡、所在不明、心身の故障若しくは深刻な記憶喪失等により、民事訴訟においてその供述を顕出することができない場合であること、又は当該供述調書の内容が供述者の民事裁判所における証言内容と実質的に相反する場合であること。
- (4) 当該供述調書を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は関係者の生命・身体の安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。

2 目撃者の特定のための情報の提供について

次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該刑事事件の目撃者の特定に関する情報のうち、氏名及び連絡先を民事裁判所に回答するのが相当である。

- (1) 民事裁判所から、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた場合であること。
- (2) 目撃者の証言が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。
- (3) 目撃者の特定のための情報が、民事裁判所及び当事者に知られていないこと。
- (4) 目撃者の特定のための情報を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は目撃者の生命・身体の安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。

